

制定の趣旨

《現在のルール》

- ・新宿区調達のある方について（指針）
⇒入札及び契約の透明性・公正性・競争性を確保
- ・新宿区が発注する労働環境の確認に関する要綱
⇒一定額以上の契約案件につき労働環境の確認
⇒適正な労働環境の整備を推進

《区を取り巻く状況》

消費税率の引上げや東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会終了後の景気動向に適切に対応するため、**公契約における新たなルールが必要**

《新たなルール》

更なる労働環境の整備の推進をはじめ、現在機能している制度の強化を図り、公共サービス調達の品質の確保を持続可能なものとするため、**基本方針や区及び受注者等の責務を明文化した（仮称）新宿区公契約条例の制定を進める。**

公契約条例の目的

★公契約とは⇒区が締結する ①工事請負契約 ②業務委託契約 ③指定管理者との公の施設の管理に関する協定

公契約の**手続及び履行に係る基本方針等を定め、公正かつ公平な入札等の制度を確立し、及び労働者等の適正な労働条件を確保することで、公契約の適正な履行及び良好な品質の確保を図り、もって区民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与する。**

基本方針

- ①公契約の入札、過程及び内容の透明性の確保
- ②公正な競争の促進、談合その他の不正行為の排除
- ③公契約に係る業務の区内事業者の受注機会の確保
- ④公契約に係る業務の区内の者の**従事機会の確保**
- ⑤労働者等の**適正な労働条件の確保及び履行の品質確保**
- ⑥公契約の品質にふさわしい価格による調達
- ⑦区**の推進施策の実現に寄与する調達の推進**
- ⑧公契約の**適正な履行の確保**

受注者が遵守すべき事項

■労働報酬下限額以上の報酬の支払い
労働報酬下限額(=1時間あたり又は1日あたりの業務の対価の下限額)を労働者等に支払う。(受注関係者も同様)

★労働報酬下限額の決定方法

- ・新宿区労働報酬等審議会にて調査・審議を実施
- ・審議会の意見を聴いた上で、区長が決定。その後告示

■労働者等への周知

以下4項目について、掲示等により労働者等へ周知

- ① 条例の適用を受ける労働者等の範囲
- ② 労働報酬下限額
- ③ 労働者等が申出をするときの申出先
- ④ 申出をした労働者等への不利益取扱いの禁止

★労働者等の申出

労働報酬下限額以上の報酬が支払われない等条例違反の疑いがある場合

- ・労働者等は、区、受注者、受注関係者に申出可能
- ・受注者及び受注関係者は、誠実に対応し、その申出を理由とする解雇等の不利益取扱いをしてはならない。

■労働環境確認のための書面提出

契約時、労働環境の適正性を確認するための書面を作成し、区に報告する。

新宿区労働報酬等審議会の設置

《調査・審議内容》

労働報酬下限額その他区長が必要と認める事項

《組織》

学識経験者、事業者、労働者等の中から区長が委嘱する。(任期は2年)

区への対応

《実効性を確保するための取組》

- ① 労働者等からの申出
 - ② 受注者に報告の要求
又は、書類の閲覧などの立入調査
 - ③ ②の結果、必要があれば受注関係者にも報告の要求又は立入調査の協力を要請
 - ④ 受注者には是正措置を要求
- ②又は③の結果、**条例違反を認められた場合**

受注者

是正措置を講じるとともに、その内容を区に報告

※受注者が報告等を拒否したり、是正措置を講じない場合、区は公契約を解除することができる。
⇒解除したときは、その旨を公表する。

区の責務

基本方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的かつ効果的に推進する。

受注者・受注関係者の責務

- ・法令等を遵守し、労働者等の適正な労働条件の確保に努める。
- ・公契約に関する施策に協力するよう努める。

定義

- ・受注者
区と公契約を締結した事業者
- ・受注関係者
①受注者その他区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負う者
②労働者派遣契約に基づき労働者を派遣した事業者
- ・労働者等
①受注者又は受注関係者に雇用される労働者
②労働者派遣法に基づき受注者又は受注関係者へ派遣される労働者
③受注者又は受注関係者との請負契約により、自らが提供する業務対価を得る者(いわゆる「一人親方」)

対象となる公契約

工事請負契約、業務委託契約、指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定

※工事請負契約と業務委託契約は現在2,000万円以上を対象としているが、労務費の割合が比較的高い業務委託契約については、対象範囲を拡大する方向で検討。